

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成27年度 第15回委員会 平成27年8月18日（火） 於. 橿原市役所 本館3階 第2会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 安田 武功 事務局 総務部長、検査技監（会計管理者）、総務副部長 財産契約課長、会計課技術検査室長、 財産契約課主幹、財産契約課課長補佐 技術検査室長補佐1名 他2名	
審議対象期間	平成26年10月1日～平成27年3月31日	
抽出案件	総件数 10件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 77件
事後審査型条件付き 一般競争入札	6件	事後審査型条件付き一般競争入札 56件
指名競争入札	4件	指名競争入札 20件
総合評価落札方式	0件	総合評価落札方式 0件
プロポーザル方式	0件	プロポーザル方式 0件
随意契約	0件	随意契約 1件
条件付き 一般競争入札	0件	条件付き一般競争入札 0件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<p><入札及び随意契約の執行状況について></p>	
<p>特になし</p>	
<p><抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について></p>	
<p>電子入札の運用状況とメリット、デメリットについて説明されたい。</p>	<p>電子入札システムについては平成25年度に導入（システム構築等）を行い、平成26年度から運用を開始したところである。 メリットについて、業者側で言えば入札の立会いが不要になり、手間や時間が省けることと、従来の郵便入札では郵便料金が掛かっていたがその分の経費が節減できるというメリットがある。 事務局側としては、入札に要する時間が5～10分程度となり、事務的にはかなり効率的になっている。 デメリットについては導入したばかりであり顕在化していないが今後、これまで電子入札をしたことのない規模の小さい業者が電子入札に参加する際にインターネット接続やICカード及びICカードリーダー等、利用環境を整える必要があり実施に時間がかかる可能性があると考えられる。</p>
<p>抽出事案3〔排水路改善工事〕、抽出事案5〔市道路整備工事26-9〕について</p>	
<p>抽出事案3については対象業者12社に対し参加業者は3社、抽出事案5は対象業者11社に対し参加業者は2社となっている。いずれの案件も地区指定を行っているがそのことによって参加業者が少なくなっている可能性がある。地区指定については地区割り等を含め検討を行ってはどうか。</p>	
<p>当該案件のように規模が小さいものについてはいくつかの案件をまとめて発注するようしたり、維持管理については複数年分をまとめて発注する等、発注方法を工夫してはどうか。</p>	

抽出事案4〔今井五井線築造工事〕について

本案件に参加の20社のうち13社が「落札外（低）」となっている。これまでも何度か指摘したとおり、くじ引きによって最低制限価格を決定するためこのような現象が起こるのは理解しているし、制度についても特に異論はないが、市民が結果を見たときもっと合理的（低価格で）に契約ができたのではと感じると思われる。

こういった状態になった場合について、修正等を行えるよう制度を改正するべきではないかと思うが事務局としてはどう考えるか。

前回に指摘された内容を踏まえ、事務局としても検証を行った結果、「落札外（低）」の割合が低くなるのは最低制限価格算出割合が94.00～95.00%の間のものである。今回の抽出事案で説明すると案件の1番は（10ページの開札録）最低制限価格算出割合94.97%で「落札外（低）」は1社。案件の2番は（18ページの開札録）最低制限価格算出割合94.51%で「落札外（低）」はなし。案件の6番は（49ページの開札録）最低制限価格算出割合94.74%で「落札外（低）」はなし。案件の7番は（56ページの開札録）最低制限価格算出割合94.07%で「落札外（低）」はなし。逆に案件の4番は（33ページの開札録）最低制限価格算出割合97.11%で「落札外（低）」は13社というように最低制限価格算出割合との相関関係があることがわかる。最低制限価格の変動制を採用している以上、仕方ない結果である。

また、前回に提案のあった「落札外（低）」が多数ある場合にくじを引き直すことについても検討したが、各業者の積算金額が今と変わらないと仮定した場合は一定の効果があるが、高い値の入札金額では落札できないとなれば、各業者が最低制限基準金額に94.00%を乗じた値に近づけてくることが予想され、結果として「落札外（低）」が減ることにはならないか、最低制限基準金額に94.00%を乗じた値に業者が集中することとなってしまうことも考えられる。

そうなった場合、これまで業者の積算能力の向上のため、変動制を採用してきたことの効果が損なわれてしまうこととなる。

事務局としてはくじの引き直しはメリットよりもデメリットの方が多いと考え、制度の変更については行わない。

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案8〔耳成山橋橋梁補修・補強工事〕について	
<p>指名業者18社中15社が入札辞退で1社が入札書未到着となっている。 それぞれの理由は確認できているか。</p>	<p>入札辞退が多数ある理由について確認した結果、技術者不在との回答がほとんどであった。 鋼構造 鋼橋上部工事に登録している業者は、主に高速道路の高架橋や海上橋等を施工している業者がほとんどであり、その受注額は1件で数億円から数十億円、中には百億円を超えることもある。今回の発注については、7千6百万円程度の規模であり、当該業者が施工するには規模が小さすぎる。つまり対象業者と発注規模のミスマッチが原因であると考えられる。 つまり7千6百万円の工事でも10億円以上の工事でも専任の技術者は1人必要となるため、今後、国等の大きな発注に備え、技術者を確保しておきたい業者の思惑があるためであると思われる。 入札書未到着については理由の確認を行っていないが単純に失念されていたのではないかと思われる。</p>
<p>指名理由で新規登録業者を除くとなっているが何故か。</p>	<p>橿原市建設工事等発注規程の第6条第1項に「新規に登録されたものについては、登録年度において業者選定又は契約の相手方にすることはできない。」と定め、そういった運用をしているためである。</p>
<p>発注時期が年度末に近いが辞退との関連はないのか。</p>	<p>辞退理由を確認した際にそういった話は聞いていない。</p>
<p>この時期の発注となると繰越が前提となる。もう少し早い時期に発注するか債務負担行為を活用した発注を行うべきではないか。</p>	<p>この時期の発注になった理由については確認していないが国費や県費の補助金の追加募集がありそれに申請するためであったり、地元調整に期間を要したりといったことが考えられる。</p>
<建設工事種別の発注統計について>	
<p>特になし</p>	
<工事成績について>	
<p>特になし</p>	
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
<p>特になし</p>	

委員からの意見・質問	市の回答
<その他事項について>	
特になし	
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、平成28年2月に開催予定。	